改正後

（原動機及び動力伝達装置）

第四条　（略）

２～13　（略）

14　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

15　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。

一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び燃料装置の方式が同一であるもの

二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年十月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和九年八月三十一日）から令和九年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年十月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び燃料装置の方式が同一であるもの

改正前

（原動機及び動力伝達装置）

第四条　（略）

２～13　（略）

14　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

15　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和七年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。

一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）から令和八年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十一年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及